

法 学 第 518 号
平成 29 年 9 月 22 日

各私立専修学校設置者 } 様
各 私 立 専 修 学 校 長 }

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

公認心理師法の施行に伴う専修学校専門課程に対する周知等について（依頼）
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

〔担当〕 私学振興担当 中尾
TEL : 019-629-5042
FAX : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年9月21日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課 御中
専修学校を置く国立大学法人担当課

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

公認心理師法の施行に伴う専修学校専門課程に対する周知等について（依頼）

平素より専修学校教育の振興に御尽力賜り、御礼申し上げます。

このたび、平成29年9月15日付け29文科初第875号にて周知のとおり、平成27年9月16日に公布された公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）が平成29年9月15日をもって全面施行となり、公認心理師法施行令（平成29年政令第243号）及び公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）もこれに伴い制定・施行されたところです。

同法により、新たに国家資格として定められた公認心理師となるための公認心理師試験の受験資格については、同法第7条により定められているところですが、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として施行規則で定めるもの（以下「必要な科目」という。）を修めて卒業し、かつ、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了した者」の他に、「その者に準ずるものとして施行規則で定める者」として「専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。以下同じ。）において必要な科目を修めて卒業した者であって、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了したもの」等も含まれることとなっております。

受験資格の詳細については、別添1第4「受験資格について」を参照ください。また、必要な科目の開設に関する詳細については、別添2を参照ください。

都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれては、管下の専修学校に対して、このことについて周知されるようお願ひいたします。

（添付資料）

- 別添1 公認心理師法の施行について
- 別添2 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師法となるために必要な科目の確認について
- 別添3 公認心理師法第附則第2条第1項から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて

- 別添4 公認心理師法施行規則第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設及び同施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設並びに公認心理師法施行規則第3条第3項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設について
- 別添5 公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力のお願いについて（依頼）

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係 筒井・嘉数

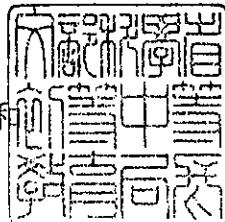
TEL：03-5253-4111（内線 2915）

写

29文科初第875号
障発0915第7号
平成29年9月15日

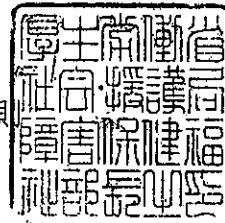
各{都道府県知事
国公私立大学長} 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮寄雅則



(印影印刷)

公認心理師法の施行について

公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）は、平成27年9月16日に公布され、平成28年3月15日に指定試験機関に係る規定が施行されたところであるが、平成29年9月15日をもって全面施行となった。これに伴い、公認心理師法施行令（平成29年政令第243号）及び公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）が制定され、同日より施行されたので、下記事項に留意の上、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、各都道府県知事におかれましては、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

第1 法制定の趣旨について

今日、心の健康の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、その他企業をはじめとする様々な職場における心理職の活用の促進は、喫緊の課題となっている。しかしながら、我が国においては、心理職の国家資格がないことから、国民が安心して心理に関する支援を受けられるようにするため、国家資格に

よって裏付けられた一定の資質を備えた心理職が必要とされてきた。

法は、このような現状を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とするものである。

第2 公認心理師の定義について

公認心理師は、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいうこと。(法第2条)

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

第3 試験の実施について

- 1 公認心理師試験(以下「試験」という。)に合格した者は、公認心理師となる資格を有すること。(法第4条)
- 2 試験は、毎年1回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行うこと。(法第6条)

第4 受験資格について

- 1 試験の受験資格は、次の者に与えられるものであること。(法第7条)
 - (1) 大学(短期大学を除く。以下同じ。)において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として施行規則で定めるもの(以下「必要な科目」という。)を修めて卒業し、かつ、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして施行規則で定める者
 - (2) 大学において必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則で定める者であって、施行規則で定める施設において施行規則で定める期間以上第2の1から3までに掲げる行為の業務に従事したもの
 - (3) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者
- 2 必要な科目は、別紙1の科目とすること。(施行規則第1条及び第2条)
- 3 1の(1)の「施行規則で定める者」は、次の者であること。(施行規則第4条第1項)
 - (1) 大学において必要な科目を修めて学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了したもの
 - (2) 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第15

5条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。以下同じ。）において必要な科目を修めて卒業した者であって、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了したもの

4 1の（2）の「施行規則で定める者」は、次の者であること。（施行規則第4条第2項）

（1） 大学において必要な科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

（2） 専修学校の専門課程において必要な科目を修めて卒業した者

5 1の（2）の「施行規則で定める施設」は、別紙2の施設であること。（施行規則第5条）

6 1の（3）については、外国の大学の卒業及び外国の大学院の課程修了相当の資格を有している者等を想定していること。

7 1以外に、特例として、次の者にも受験資格が与えられること。（法附則第2条第1項）

（1） 平成29年9月15日より前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において必要な科目を修めたもの

（2） 平成29年9月15日より前に大学院に入学した者であって、同日以後に必要な科目を修めて当該大学院の課程を修了したもの

（3） 平成29年9月15日より前に大学に入学し、かつ、必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則で定める者であって、同日以後に大学院において必要な科目を修めてその課程を修了したもの

（4） 平成29年9月15日より前に大学に入学し、かつ、必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則で定める者であって、施行規則で定める施設において施行規則で定める期間以上第2の1から3までに掲げる行為の業務に従事したもの

8 7の（3）及び（4）の「施行規則で定める者」は、次の者であること。（施行規則附則第4条）

（1） 平成29年9月15日より前に大学に入学した者であって、大学において必要な科目を修めて学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められたもの

（2） 平成29年9月15日より前に専修学校の専門課程に入学し、必要な科目を修めて卒業した者

9 1の（2）及び7（4）の「施行規則で定める期間」は、2年であること。（施行規則第6条）

10 1及び7以外に、現在、第2の1から3までに掲げる行為を業として行っている者（以下「現任者」という。）その他その者に準ずるものとして施行規則で定める者については、次のいずれにも該当することを条件として、平成34年9月14日までは試験の受験資格が与えられること。（法附則第2条第2項）

（1） 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了したこと。

(2) 施行規則で定める施設において、第2の1から3までに掲げる行為を5年以上業として行ったこと。

なお、現任者としての勤務期間は、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間として計上することとすることが望ましい。その際には、常態として週1日以上の勤務であった期間について認めるものとすること。

11 10の「施行規則で定める者」については、現任者であって、平成29年9月15日において、第2の1から3までに掲げる業務を休止又は廃止した日から起算して5年を経過しないものであること。（施行規則附則第5条）

12 10の（2）の「施行規則で定める施設」については、次の施設であること。（施行規則附則第6条）

(1) 別紙2の（1）から（25）までに掲げる施設

(2) (1)の施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第5 登録について

1 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に登録を受けなければならないこと。（法第28条）

2 公認心理師の登録の申請手続は、申請者が公認心理師登録申請書に必要書類を添付して、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出すること。（施行規則第13条）

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が公認心理師となる資格を有すると認めたときは、公認心理師登録簿に登録し、かつ、当該申請者に公認心理師登録証を交付すること。（施行規則第14条）

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録の実施に関する事務を行う者（以下「指定登録機関」という。）を指定することができること。（法第36条）

5 なお、指定登録機関の指定は、今後行う予定であること。

第6 義務等について

1 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならないこと。（法第40条）

2 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならず、公認心理師でなくなった後においても同様とすること。（法第41条）

3 公認心理師は、業務を行うに当たって、心理に関する支援を要する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、関係者等との連携を保つとともに、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないこと。（法第42条）

4 公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第2に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならないこと。（法第43条）

5 公認心理師でない者は、次の行為が禁止されること。（法第44条）

- (1) 公認心理師という名称を用いること。
- (2) その名称中に心理師という文字を用いること。

第7 罰則について

第6の2等に違反したものは、懲役又は罰金に処すること。

【別紙1】

1 大学(※)における必要な科目

- (1) 公認心理師の職責
- (2) 心理学概論
- (3) 臨床心理学概論
- (4) 心理学研究法
- (5) 心理学統計法
- (6) 心理学実験
- (7) 知覚・認知心理学
- (8) 学習・言語心理学
- (9) 人格・感情心理学
- (10) 神経・生理心理学
- (11) 社会・集団・家族心理学
- (12) 発達心理学
- (13) 障害者・障害児心理学
- (14) 心理的アセスメント
- (15) 心理学的支援法
- (16) 健康・医療心理学
- (17) 福祉心理学
- (18) 教育・学校心理学
- (19) 司法・犯罪心理学
- (20) 産業・組織心理学
- (21) 人体の構造と機能及び疾病
- (22) 精神疾患とその治療
- (23) 関係行政論
- (24) 心理演習
- (25) 心理実習

2 大学院における必要な科目

- (1) 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- (2) 福祉分野に関する理論と支援の展開
- (3) 教育分野に関する理論と支援の展開
- (4) 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- (5) 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- (6) 心理的アセスメントに関する理論と実践
- (7) 心理支援に関する理論と実践
- (8) 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- (9) 心の健康教育に関する理論と実践
- (10) 心理実践実習

(※) 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条
第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）も対象とする。

【別紙2】

- (1) 学校教育法に規定する学校
- (2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する裁判所
- (3) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- (8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- (9) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
- (10) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
- (12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- (13) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設
- (14) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設
- (15) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
- (16) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
- (17) 法務省設置法（平成11年法律第93号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
- (18) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に規定する国立児童自立支援施設
- (19) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
- (20) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第16

7号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

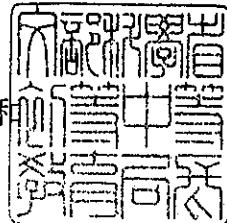
- (21) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- (22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
- (23) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
- (24) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に規定する子ども・若者総合相談センター
- (25) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設
- (26) (1)から(25)までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

写

29文科初第879号
障発0915第8号
平成29年9月15日

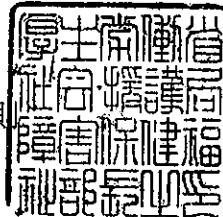
各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{国公私立大学長} \end{array} \right\}$ 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮崎雅則



(印影印刷)

公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について

公認心理師法（平成27年法律第68号）第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目（以下「必要な科目」という。）については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）において具体的な科目が規定されているが、大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）が開講する必要な科目の確認については、別添のとおり行うこととした。

については、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、各都道府県知事におかれでは、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111（内線4950）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室

電話：03-5253-1111（内線3113、3112）

別添

公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について

第1 必要な科目の確認に関する事項

- 1 大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）（以下「大学等」という。）が、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第7条第1号及び第2号に規定する「心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」（以下「必要な科目」という。）に対応する授業を開始しようとする際には、別表1の「大学における必要な科目名」欄及び別表2の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」（以下「含まれる事項」という。）と開講科目の内容との対応を各大学等で確認するとともに、様式1の開講科目確認書を文部科学省及び厚生労働省に提出すること。また、併せてシラバス等で開講科目の内容をホームページ等に掲載し、公開することが望ましい。
- 2 各大学等における開講科目名については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条及び第2条で定める科目名とするべきこと。ただし、開講科目が次のいずれかに該当する場合については、施行規則で定める科目名に該当するものとして取り扱って差し支えない。
 - ア 科目名の末尾に、「原論」、「（の）原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「（の）方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
 - イ 科目名の末尾に、「I」、「II」、「A」、「B」等が加わることにより、複数の科目に分割されているが、含まれる事項の全てが含まれている場合
 - ウ 施行規則で定める科目名が、開講科目名の中に含まれている場合
 - （例1）「知覚・認知心理学」に相当する科目を行う場合
 - ・アに該当する場合 「知覚・認知心理学論」、「知覚・認知心理学概論」等でも可
 - ・イに該当する場合 「知覚・認知心理学I」、「知覚・認知心理学II」等でも可
 - ・ウに該当する場合 「知覚・認知心理学（知覚心理学）」、「知覚心理学（知覚・認知心理学）」等でも可
 - ・上記のうち複数に該当する場合 「知覚・認知心理学論I（知覚心理学）」等でも可
 - （例2）「保健医療分野に関する理論と支援の展開」に相当する科目を行う場合
 - ・アに該当する場合 「保健医療分野に関する理論と支援の展開論」等でも可
 - ・イに該当する場合 「保健医療分野に関する理論と支援の展開I」、「保健医療分野に関する理論と支援の展開II」等でも可
 - ・ウに該当する場合 「保健医療分野に関する理論と支援の展開（臨床心理学）」、「臨床心理学（保健医療分野に関する理論と支援の展開）」等でも可

- ・上記のうち複数に該当する場合 「保健医療分野に関する理論と支援の展開論Ⅰ（臨床心理学）」等でも可
- 3 施行規則第1条第24号に規定する心理演習（以下「心理演習」という。）及び同条第25号に規定する心理実習（以下「心理実習」という。）並びに第2条第10号に規定する心理実践実習（以下「心理実践実習」という。）については、事前に、各大学等が文部科学省及び厚生労働省の確認（以下「国の確認」という。）を受けることができる。なお、国の確認にあたっては、第2に掲げる各事項にも留意すること。
- 国の確認を受けない大学等にあっては、当該大学等への入学を希望する者及び在学生等に対し、当該大学等の開講する科目が施行規則に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、当該者に受験資格が付与されない場合がある旨をあらかじめ周知しておくことが望ましいこと。
- 国の確認を受けようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の6か月前までに、様式2の確認申請書を文部科学省及び厚生労働省に提出すること。ただし、平成30年6月1日までに当該授業を開始しようとする場合は、平成29年11月30日までに確認申請書を提出すること。
- 当該確認申請書を提出する際は、少なくとも心理演習及び心理実習並びに心理実践実習（「実習演習科目」という。）の時間数及び履修方法が明示されている大学等の学則等を併せて提出すること。
- 4 実習演習科目について国の確認を受けた場合であって、確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から1か月以内に確認変更届（確認申請書の様式に準じて各大学等において作成すること。）を文部科学省及び厚生労働省に提出すること。
- 5 開講科目確認書及び確認申請書並びに確認変更届の提出に当たっては、文部科学省への提出分を含め、計2部を、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に送付すること。

第2 国の確認に当たっての留意事項

1 実習演習科目を担当する教員に関する事項

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、この場合の教員の員数については、当該大学等で当該科目を受講する学生（生徒を含む。以下同じ。）の合計数に基づき算定すること。
- ア 心理演習又は心理実習 学生15人につき一人
　イ 心理実践実習 学生5人につき一人
- (2) 実習演習担当教員は、公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。
- ただし、当分の間、次のいずれかに該当する者であれば差し支えない。
　ア 大学（大学院及び短期大学を含む。）において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有す

る者

イ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者

2 実習指導者に関する事項

(1) 施行規則第3条第4項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、心理実習については、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難な場合は、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）が実習施設において実習生に指導を行うこととすることも可能とする。

ア 心理実習 同時に指導を行う学生15人につき一人

イ 心理実践実習 同時に指導を行う学生5人につき一人

(2) 実習指導者は、公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者を実習指導者とすることができます。

3 教育に関する事項

(1) 実習演習科目的教育内容については、別表の「大学における必要な科目名」欄及び「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているべきこと。

(2) 通信教育を行う大学等においても大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第1項の方法による授業は、当該大学等が自ら行うべきこと。

4 実習に関する事項

(1) 施行規則第3条第3項に規定する実習施設は、実習担当教員による巡回指導が可能な範囲で選定し、巡回指導は、実習期間中、概ね週1回以上定期的に行うこと。

(2) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。

(3) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

(4) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については、各実習施設との間で十分に協議し確認を行うこと。

(5) 実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。

(6) 実習の指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア 心理実習及び心理実践実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び実習の振り返りや評価を行うための「実習記録ノート」等を作成し、実習の指導に活用すること。

イ 実習後においては、実習生ごとに実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の達成度等の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

(7) 心理実習及び心理実践実習の開講に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 心理実習

心理実習の時間は、80時間以上とすること。

その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関（病院又は診療所。以下同じ。）での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。

イ 心理実践実習

心理実践実習の時間は、450時間以上とすること。

また、実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）とするべきこと。

その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、医療機関における実習は必須とするべきこと。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、心理実践実習の時間に含めて差し支えないが、主要5分野のいずれにも含まれないこと。

(別表1)

大学における必要な科目	
大学(※)における必要な科目名	含まれる事項
1 公認心理師の職責	① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携
2 心理学概論	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き
3 臨床心理学概論	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論
4 心理学研究法	① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理
5 心理学統計法	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識
6 心理学実験	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識
7 知覚・認知心理学	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害
8 学習・言語心理学	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序
9 感情・人格心理学	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響 ③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等
10 神経・生理心理学	① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要
11 社会・集団・家族心理学	① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響
12 発達心理学	① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発

		達
		<p>④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方</p> <p>⑤ 高齢者の心理</p>
13	障害者・障害児心理学	<p>① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要</p> <p>② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援</p>
14	心理的アセスメント	<p>① 心理的アセスメントの目的及び倫理</p> <p>② 心理的アセスメントの観点及び展開</p> <p>③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査）</p> <p>④ 適切な記録及び報告</p>
15	心理学的支援法	<p>① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界</p> <p>② 訪問による支援や地域支援の意義</p> <p>③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法</p> <p>④ プライバシーへの配慮</p> <p>⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援</p> <p>⑥ 心の健康教育</p>
16	健康・医療心理学	<p>① ストレスと心身の疾病との関係</p> <p>② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援</p> <p>③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援</p> <p>④ 災害時等に必要な心理に関する支援</p>
17	福祉心理学	<p>① 福祉現場において生じる問題及びその背景</p> <p>② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援</p> <p>③ 虐待についての基本的知識</p>
18	教育・学校心理学	<p>① 教育現場において生じる問題及びその背景</p> <p>② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援</p>
19	司法・犯罪心理学	<p>① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識</p> <p>② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援</p>
20	産業・組織心理学	<p>① 職場における問題（キャリア形成に関するこことを含む。）に対して必要な心理に関する支援</p> <p>② 組織における人の行動</p>
21	人体の構造と機能及び疾病	<p>① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害</p>

		② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病
22	精神疾患とその治療	<p>① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。）</p> <p>② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化</p> <p>③ 医療機関との連携</p>
23	関係行政論	<p>① 保健医療分野に関する制度</p> <p>② 福祉分野に関する制度</p> <p>③ 教育分野に関する制度</p> <p>④ 司法・犯罪分野に関する制度</p> <p>⑤ 産業・労働分野に関する制度</p>
24	心理演習	<p>知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の（ア）から（オ）までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げる。</p> <p>（ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得</p> <p>（1）コミュニケーション</p> <p>（2）心理検査</p> <p>（3）心理面接</p> <p>（4）地域支援 等</p> <p>（イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成</p> <p>（ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ</p> <p>（エ）多職種連携及び地域連携</p> <p>（オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
25	心理実習	<p>① 実習生が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について、主要5分野の施設（具体的な施設については「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）のとおり。）において、見学等による実習を行なながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。</p> <p>ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 実習担当教員が、実習生の実習状況について把</p>

握し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(イ) 多職種連携及び地域連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

(※) 専修学校の専門課程も対象とする。

(別表2)

大学院における必要な科目	
大学院における必要な科目名	含まれる事項
1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践
2 福祉分野に関する理論と支援の展開	① 福祉分野に関わる公認心理師の実践
3 教育分野に関する理論と支援の展開	① 教育分野に関わる公認心理師の実践
4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践
5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践
6 心理的アセスメントに関する理論と実践	① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ② 心理的アセスメントに関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用
7 心理支援に関する理論と実践	① 力動論に基づく心理療法の理論と方法 ② 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法 ③ その他の心理療法の理論と方法 ④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用 ⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整
8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法 ② 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用
9 心の健康教育に関する理論と実践	① 心の健康教育に関する理論 ② 心の健康教育に関する実践
10 心理実践実習	① 実習生が、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、次の（ア）から（オ）までに掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習指導者又は実習担当教員による指導を受けること。実習施設の分野については主要5分野に関する学外施設（具体的な施設については「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及

び厚生労働大臣が別に定める施設」（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）のとおり。）のうち、3分野以上の施設において実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む

(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得

- (1) コミュニケーション
- (2) 心理検査
- (3) 心理面接
- (4) 地域支援 等

(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(エ) 多職種連携及び地域連携

(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

② 担当ケースに関する実習の時間は270時間以上（うち、学外施設での当該実習時間は90時間以上）とする。

③ 実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、①の（ア）から（オ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。

④ 大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室での実習は主要5分野のいずれにも含まれないこととして取り扱う。

(様式 1)

年 月 日

開講科目確認書（大学）

No.	大学における必要な科目名（注1） ※（ ）内に開講科目名を記入すること。複数可。	含まれる事項	チェック（注2）
1	公認心理師の職責 ()	① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携	
2	心理学概論 ()	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き	
3	臨床心理学概論 ()	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論	
4	心理学研究法 ()	① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理	
5	心理学統計法 ()	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識	
6	心理学実験 ()	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識	
7	知覚・認知心理学 ()	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害	
8	学習・言語心理学 ()	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序	
9	人格・感情心理学 ()	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序 ② 感情が行動に及ぼす影響	

		③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等	
10	神経・生理心理学 ()	① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要	
11	社会・集団・家族心理学 ()	① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響	
12	発達心理学 ()	① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤ 高齢者の心理	
13	障害者・障害児心理学 ()	① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援	
14	心理的アセスメント ()	① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法(観察、面接及び心理検査) ④ 適切な記録及び報告	
15	心理学的支援法 ()	① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援	

		(6) 心の健康教育	
16	健康・医療心理学 ()	① ストレスと心身の疾病との関係 ② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 ④ 災害時等に必要な心理に関する支援	
17	福祉心理学 ()	① 福祉現場において生じる問題及びその背景 ② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 虐待についての基本的知識	
18	教育・学校心理学 ()	① 教育現場において生じる問題及びその背景 ② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援	
19	司法・犯罪心理学 ()	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援	
20	産業・組織心理学 ()	① 職場における問題（キャリア形成に関するこことを含む。）に対して必要な心理に関する支援 ② 組織における人の行動	
21	人体の構造と機能及び疾病 ()	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病	
22	精神疾患とその治療 ()	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携	
23	関係行政論 ()	① 保健医療分野に関する制度 ② 福祉分野に関する制度 ③ 教育分野に関する制度	

	④ 司法・犯罪分野に関する制度	
	⑤ 産業・労働分野に関する制度	

(注1) 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）も対象とすること。

(注2) 開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、チェックすること。

年 月 日

開講科目確認書（大学院）

No.	大学院における必要な科目名 ※（ ）内に開講科目名を記入すること。複数可。	含まれる事項	チェック (注)
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開 ()	① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践	
2	福祉分野に関する理論と支援の展開 ()	① 福祉分野に関わる公認心理師の実践	
3	教育分野に関する理論と支援の展開 ()	① 教育分野に関わる公認心理師の実践	
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 ()	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践	
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 ()	① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践	
6	心理的アセスメントに関する理論と実践 ()	① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ② 心理的アセスメントに関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	
7	心理支援に関する理論と実践 ()	① 力動論に基づく心理療法の理論と方法 ② 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法 ③ その他の心理療法の理論と方法 ④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用 ⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整	
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ()	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法 ② 地域社会や集団・組織に働き	

		かける心理学的援助に関する理論と方法	
		③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	
9	心の健康教育に関する理論と実践 ()	① 心の健康教育に関する理論	
		② 心の健康教育に関する実践	

(注) 開講科目が含まれる事項を含んでいることを確認の上、チェックすること。

(様式2)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

申請者 印

確認申請書

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）に基づき申請します。

確認申請書（大学（※））

1. 設置者				
2. 大学の名称				
3. 大学の本部の住所				
4. 実習演習科目の名称及び開講（予定） 年月日	科目名	開講（予定）年月日		
5. 実習演習科目の受入可能人数	心理演習科目	人		
	心理実習科目	人		
6. 実習演習担当教員の員数	心理演習科目	人		
	心理実習科目	人		
7. 実習演習科目の受入可能人数15人に対する実習演習担当教員の員数	心理演習科目	人		
	心理実習科目	人		
8. 実習指導者の人数				
9. 実習演習担当教員	氏名	年齢	担当科目	教員調書頁番号
10. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者氏名

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 「10. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
- ・福祉分野に該当する場合は②
- ・教育分野に該当する場合は③
- ・司法・犯罪分野に該当する場合は④

・産業・労働分野に該当する場合は⑤
をそれぞれ記載すること。

(※) 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）の場合は、様式の「大学」とあるのを「専修学校の専門課程」と変えて使用すること。

添付書類

- 1 実習施設の設置者の承諾書
- 2 実習計画（特に第2の3（1）、4（7）の内容がわかるものとすること）
- 3 開講科目確認書

確認申請書（大学院）

1. 設置者				
2. 大学院の名称				
3. 大学院の本部の住所				
4. 心理実践実習科目の名称及び開講（予）	科目名	開講（予定）年月日		
5. 心理実践実習科目の受入可能人数	人			
6. 心理実践実習科目担当教員の員数	人			
7. 心理実践実習科目の受入可能人数5人に対する心理実践実習担当教員の員数	人			
8. 実習指導者の人数				
9. 心理実践実習科目担当教員	氏名	年齢	担当科目	
10. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者 氏名

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 「10. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
- ・福祉分野に該当する場合は②
- ・教育分野に該当する場合は③
- ・司法・犯罪分野に該当する場合は④

- ・産業・労働分野に該当する場合は⑤
をそれぞれ記載すること。

添付書類

- 1 実習施設の設置者の承諾書
- 2 実習計画（特に第2の3（1）、4（7）の内容がわかるものとすること）
- 3 開講科目確認書

教員調書

大学等の名称				
氏名		性別		
生年月日	年齢（　　）歳※科目開講時			
最終学歴				
担当科目				
公認心理師資格取得の有無				
資格取得年月日				
教員資格要件	区分			
	公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
	職歴・教育歴	勤務先	業務内容又は教育内容	年 月～ 年 月（従事した期間 年 か月）
従事した期間の合計				

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 教員ごとに作成すること。

(注3) 公認心理師実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了書の写しを添付すること。

(注4) 「区分」欄については、実習演習担当教員が、

- ・ 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者にあっては①
 - ・ 大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者にあっては②
 - ・ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者にあっては③
- をそれぞれ記載すること。

(注5) 公認心理師資格取得の有無欄に有と記載した場合については、公認心理師登録証の写しを添付すること。

実習指導者調書

実習施設名				
氏名		性別		
生年月日	年齢（　　）歳※科目開講時			
公認心理師資格取得の有無				
資格取得年月日				
実習指導者資格要件	区分			
	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
	職歴	勤務先	業務内容	年 月～ 年 月（従事した期間 年 か月）
従事した期間の合計				

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 実習指導者ごとに作成すること。

(注3) 「区分」欄については、実習指導者が、

- ・ 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者にあっては①
 - ・ 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者にあっては②
- をそれぞれ記載すること。

(注4) 公認心理師実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了書の写しを添付すること。

(注5) 公認心理師資格取得の有無欄に有と記載した場合については、公認心理師登録証の写しを添付すること。

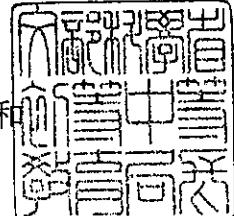
(※) 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）も対象とする。

写

29文科初第881号
障発0915第9号
平成29年9月15日

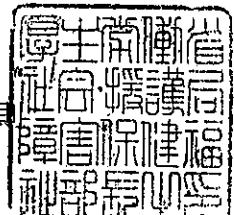
各{都道府県知事
国公私立大学長} 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮寄雅典



(印影印刷)

公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師 になるために必要な科目の取扱いについて

公認心理師法（平成27年法律第68号）附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）附則第2条及び第3条に規定しているところであるが、大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）におけるその取扱いに関する事項については、別添のとおりとしたので通知する。

については、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、各都道府県知事におかれでは、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
電話：03-5253-4111（内線4950）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線3113、3112）

別添

公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて

- 1 大学、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）（以下「大学等」という。）において、公認心理師試験の受験申込みに必要となる公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師となるために必要な科目（以下「必要な科目」という。）の履修証明書を発行するに当たっては、履修科目が別表1又は別表2における「含まれる事項」を含むと各大学等で判断した場合、当該履修科目については、科目名に関わらず必要な科目に該当することとして差し支えないこと。
- 2 なお、法附則第2条第1項第1号及び第2号に規定する大学院における必要な科目に該当するかどうかについては、別表3を参考とされたいこと。ただし、別表3に示した科目名は例示であって、この科目名以外の開講科目が必要な科目に該当すると各大学院において判断することは可能であること。
- 3 この取扱いを適用する科目については、平成29年9月14日までに大学又は専修学校の専門課程を卒業又は大学院の課程を修了した者が修めた科目並びに同日までに大学又は専修学校の専門課程及び大学院に入学した学生が当該大学又は当該専修学校の専門課程を卒業又は当該大学院の課程を修了するまでに修める科目であること。

(別表1)

大学における必要な科目		
大学(※)における必要な科目名		含まれる事項
I	1 心理学概論	① 心理学の成り立ち ② 人の心の基本的な仕組み及び働き
	2 臨床心理学概論	① 臨床心理学の成り立ち ② 臨床心理学の代表的な理論
	3 心理学研究法	① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） ② データを用いた実証的な思考方法 ③ 研究における倫理
	4 心理学統計法	① 心理学で用いられる統計手法 ② 統計に関する基礎的な知識
	5 心理学実験	① 実験の計画立案 ② 統計に関する基礎的な知識
	6 知覚・認知心理学	① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ② 人の認知・思考等の機序及びその障害
	7 学習・言語心理学	① 人の行動が変化する過程 ② 言語の習得における機序
	8 感情・人格心理学	① 感情に関する理論及び感情喚起の機序

		<ul style="list-style-type: none"> ② 感情が行動に及ぼす影響 ③ 人格の概念及び形成過程 ④ 人格の類型、特性等
9	神経・生理心理学	<ul style="list-style-type: none"> ① 脳神経系の構造及び機能 ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③ 高次脳機能障害の概要
10	社会・集団・家族心理学	<ul style="list-style-type: none"> ① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ② 人の態度及び行動 ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響
11	発達心理学	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤ 高齢者の心理
12	障害者・障害児心理学	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ② 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援
III 13	心理的アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告
14	心理学的支援法	<ul style="list-style-type: none"> ① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 ⑥ 心の健康教育
IV 15	健康・医療心理学	<ul style="list-style-type: none"> ① ストレスと心身の疾病との関係 ② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 ④ 災害時等に必要な心理に関する支援
16	福祉心理学	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉現場において生じる問題及びその背景 ② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な

		支援 ③ 虐待についての基本的知識
17	教育・学校心理学	① 教育現場において生じる問題及びその背景 ② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援
18	司法・犯罪心理学	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援
19	産業・組織心理学	① 職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援 ② 組織における人の行動
V	20 人体の構造と機能及び疾病	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病
	21 精神疾患とその治療	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携
	22 関係行政論	① 保健医療分野に関係する制度 ② 福祉分野に関係する制度 ③ 教育分野に関係する制度 ④ 司法・犯罪分野に関係する制度 ⑤ 産業・労働分野に関係する制度
III	23 心理演習	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げること。 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション (2) 心理検査 (3) 心理面接 (4) 地域支援 等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携
	24 心理実習（80時間以上）	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的と

		し、次に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設において見学等による実習を行うこと。 (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携
--	--	---

(注1) I (1～5)については、3科目以上を履修する。

(注2) II (6～12)については、4科目以上を履修する。

(注3) III (13、14、23及び24)については、2科目以上を履修する。ただし、24については、施設の分野及び時間数を問わない。

(注4) IV (15～19)については、2科目以上を履修する。ただし、15をV (20又は21)として履修した場合は、16から19までのうち2科目以上を履修する。

(注5) V (20又は21)については、1科目以上を履修する。なお、15を履修した場合は、20又は21を履修したこととみなす。

(注6) 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできない。

(※) 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）も対象とする。

(別表2)

大学院における必要な科目		
大学院における必要な科目名		含まれる事項
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	① 福祉分野に関わる公認心理師の実践
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	① 教育分野に関わる公認心理師の実践
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践
II	6 心理的アセスメントに関する理論と実践	① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ② 心理的アセスメントに関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用
	7 心理支援に関する理論と実践	① 力動論に基づく心理療法の理論と方法 ② 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法 ③ その他の心理療法の理論と方法 ④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用

		⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法 ② 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法 ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用
9	心の健康教育に関する理論と実践	① 心の健康教育に関する理論 ② 心の健康教育に関する実践
III	10 心理実践実習（450時間以上）	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設において実習を行うこと。 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション (2) 心理検査 (3) 心理面接 (4) 地域支援 等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携

(注1) I (1～5) については、1を含む3科目以上を履修する。

(注2) II (6～9) については、2科目以上を履修する。

(注3) III (10) については、必ず履修する。ただし、施設の分野及び時間数を問わない

(注4) 一つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできない。

(別表3)

大学院における必要な科目	
大学院における必要な科目名	具体的な科目名の例
保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論 心身医学特論 神経生理学特論 精神薬理学特論 臨床心理学
福祉分野に関する理論と支援の展開	発達心理学 特別支援教育 障害者（児）心理学

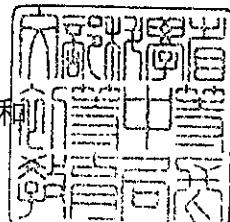
障害児の教育と心理	
教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論 発達心理学 特別支援教育 学校心理学 教授・学習心理学 障害児の教育と心理
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	社会病理学特論 犯罪心理学特論
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業心理学特論
心理的アセスメントに関する理論と実践	心理臨床査定実習 心理教育的アセスメント 教育評価・心理検査（実習を含む）
心理支援に関する理論と実践	心理療法特論 臨床心理面接特論 学校カウンセリング・コンサルテーション 学校カウンセリング（実習を含む）
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	臨床心理地域援助特論 家族心理学特論 グループ・アプローチ特論 学校カウンセリング（実習を含む） 学校カウンセリング・コンサルテーション
心の健康教育に関する理論と実践	生徒指導・教育相談・キャリア教育 生徒指導・心理相談
心理実践実習（450時間以上）	臨床心理実習 心理教育的アセスメント基礎実習 学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習 教育評価・心理検査（実習を含む） 学校カウンセリング（実習を含む）

(写)

29文科初第882号
障発0915第10号
平成29年9月15日

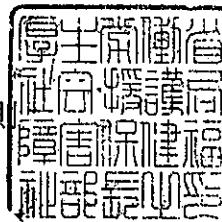
各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{国公私立大学長} \end{array} \right\}$ 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮寄雅貝



(印影印刷)

公認心理師法施行規則第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設及び同施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設並びに公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設について

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設及び同施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設並びに公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号。以下「告示」という。）第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設は、下記のとおりとすることとする。

については、適正な実施を期されるとともに、各都道府県知事におかれでは、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

第1 施行規則第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 1 国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設
- 2 施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び1の施設のほか、法人が公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設

第2 施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 1 国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設
- 2 施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び1の施設のほか、法人又は個人（原則として税務署に開業の届出を行っている者に限る。）が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設

第3 告示第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 1 国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設
- 2 告示第1号から第23号までに掲げる施設及び1の施設のほか、法人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111（内線4950）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室

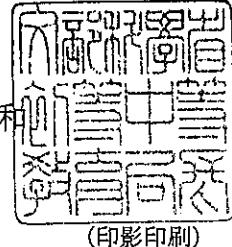
電話：03-5253-1111（内線3113、3112）

写

29文科初第883号
障発0915第11号
平成29年9月15日

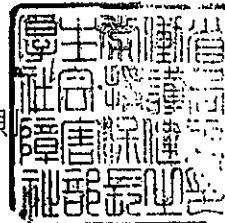
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮寄雅貝



(印影印刷)

公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力のお願いについて（依頼）

今日、心の健康の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、その他企業をはじめとする様々な職場における心理職の活用の促進は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めてその業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）が平成29年9月15日に施行されました。

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条及び第2条において規定している公認心理師となるために必要な科目のうち、施行規則第1条第25号及び第2条第10号に掲げる科目（以下「実習科目」という。別添1参照）は、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で、非常に重要な科目となっています。

当該実習科目を行う実習施設は、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）により定められており（別添2参照）、貴職におかれましては、こうした法及び実習科目の趣旨を御理解の上、公認心理師の養成において実習教育の場が円滑に確保されるよう、実習生の受入れについて、都道府県教育委員会、貴管内の市区町村や各施設、事業所等への御周知も含め、特段の御支援・御配慮を賜りますよう、御協力をお願いします。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111（内線4950）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線3113、3112）

別添1

実習科目の内容等について

	大学における実習科目	大学院における実習科目
実習内容	<p>実習生が、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援（公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの）を行う。</p> <p>次の（ア）～（ウ）について、見学等による実習を行いながら、実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）又は実習施設の実習指導者による指導を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 要支援者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携 (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解 	<p>次の（ア）～（オ）について、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践しながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受ける。医療機関以外の施設では、見学を中心とする実習も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 要支援者等に関する知識及び技能の修得 (イ) 要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 要支援者へのチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携 (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
実習場所	<p>保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する学外施設。なお、当分の間、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習を実施しないことも差し支えない。</p> <p>具体的な施設については、別添2の「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）」を参照。</p>	学内施設又は主要5分野に関する学外施設。学外施設については、主要5分野のうち、3分野以上の施設で行うことが望ましい。なお、医療機関（病院又は診療所）における実習は必須とする。
実習時間	80時間以上	450時間以上
実習指導者	<p>実習施設には、実習指導者を置く。実習指導者は、大学等の実習担当教員と連絡しつつ、実習生への指導を行う。</p> <p>※学外施設の実習指導者の要件（以下のいずれも満たす者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公認心理師資格取得後5年以上公認心理師の業務に従事した者 2. 施行規則第3条第4項に規定する講習会を受講した者 <p>ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者（医師又は心理職等）を実習指導者とすることができ</p>	

上記の配置人 数	<p>○学外施設の実習指導者 実習生15人につき一人以上（実習の実施時） やむを得ず実習指導者が実習生を指導することが困難な場合は、大学の実習担当教員が実習施設において実習生に指導を行うことも可能であること。</p>	<p>○学外施設の実習指導者 実習生5人につき一人以上（実習の実施時） 当該学外施設に実習指導者がいることが必要であること。</p>
-------------	--	--

(注) 「大学における実習科目」欄の「大学」には、専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が認めたものに限る。）も含む。

別添2

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
- 2 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
- 4 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 6 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- 7 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 8 壳春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
- 9 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 10 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
- 11 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- 12 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を講ずる施設
- 13 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
- 14 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
- 15 法務省設置法（平成11年法律第93号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
- 16 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に規定する国立児童自立支援施設
- 17 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
- 18 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号

- ）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 19 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- 20 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
- 21 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
- 22 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に規定する子ども・若者総合相談センター
- 23 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設
- 24 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設